

東海市告示第94号

令和6年度東海市優良建築物等整備事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

東海市長 花田勝重

令和6年度東海市優良建築物等整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、優良建築物等整備事業制度要綱（平成6年6月23日付建設省住街発第63号。以下「建設省要綱」という。）に基づき、都市機能誘導区域内において誘導施設の整備を行う事業の施行者に対し、補助金を交付することにより、全市を見据えた医療の都市機能の維持及び充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 都市機能誘導区域 都市機能増進施設（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する都市機能増進施設をいう。以下同じ。）の立地を誘導すべき区域をいう。
- (2) 中心拠点区域 建設省要綱第2の16に規定する中心拠点区域をいう。
- (3) 誘導施設 都市機能誘導区域ごとに定められた立地を誘導すべき都市機能増進施設をいう。

(補助対象区域)

第3条 補助金の交付の対象となる区域（以下「補助対象区域」という。）は、別表の区域のうち東海市立地適正化計画に位置付けられた都市機能誘導区域とする。

(補助対象施設)

第4条 補助金の交付の対象となる誘導施設（以下「補助対象施設」という。）は、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院で200床以上のものであって、その敷地に接する道路の中心線以内の面積が概ね300㎡以上

のものとする。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、東海市立地適正化計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の中心拠点区域において補助対象施設の整備を行う事業とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、調査設計計画の作成、土地整備、共同施設整備、用地取得及び専有部整備に要する費用とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額（1万円未満の端数金額は切り捨てる。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業のうち建設省要綱第5の3の1又は2に該当する事業にあつては、補助対象経費から調査設計に要する費用及び賃借料を除いた額に100分の120を乗じて得た額（1万円未満の端数金額は切り捨てる。）に3分の2を乗じて得た額（1万円未満の端数金額は切り捨てる。）を補助金の額とする。

3 補助金は、予算で定める額の範囲内において交付する。

(補助金の交付申請等)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の変更申請)

第9条 前条の申請内容に変更を生じたときは、速やかに補助金変更交付申請書を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(補助金の交付の内定及び通知)

第10条 市長は、前2条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を内定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 前条の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該期日までに提出ができないときは、実績（見込）報告書を提出しなければならない。

2 前項ただし書の規定により実績（見込）報告書を提出した補助事業者は、その内容に従い事業が完了したときを除き、同項本文の規定による期日経過後、速やかに実績報告書を提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第12条 市長は、前条の報告書を受領したときは、速やかに補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第13条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による支払を受けようとするときは、補助金支払請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱又は交付決定に付けた条件に違反したとき。
- (2) 補助金の運用又は補助対象事業の執行方法が不相当と認められるとき。
- (3) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。

(委任)

第15条 この要綱に定めのない事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第3条関係）

区域	
町名	字名
大田町	天尾崎、後田、御洲浜、蟹田、川島、川南新田、郷中、呉天石、汐田、下浜田、後浜新田、畑間、東畑、細田、前田及びの場
高横須賀町	葭山